

平成 28 年度

福岡県南広域水道企業団用水供給事業会計予算

平成28年度 福岡県南広域水道企業団用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度福岡県南広域水道企業団用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用水供給業務

供給対象団体	一日平均供給水量	年間総供給水量
久留米市	18,077 m ³	6,598,105 m ³
大川市	10,538 m ³	3,846,370 m ³
筑後市	7,000 m ³	2,555,000 m ³
柳川市	16,000 m ³	5,840,000 m ³
大牟田市	14,129 m ³	5,157,085 m ³
八女市	6,953 m ³	2,537,845 m ³
朝倉市	1,400 m ³	511,000 m ³
みやま市	2,631 m ³	960,315 m ³
大木町	3,143 m ³	1,147,195 m ³
広川町	4,136 m ³	1,509,640 m ³
筑前町	2,945 m ³	1,074,925 m ³
三井水道企業団	11,301 m ³	4,124,865 m ³
計	98,253 m ³	35,862,345 m ³

(2) 主な建設改良工事

(第二期拡張事業)

- ・ 三井系送水管布設工事
- ・ 南系第二送水管布設工事

(施設改良更新事業)

- ・ 藤山系送水ポンプ場電気設備更新工事
- ・ 濃縮槽汚泥掻寄機更新工事
- ・ ろ過池バルブ等更新工事
- ・ 八女系導水管移設工事
- ・ 大牟田系送水管移設工事

(基幹施設耐震化事業)

- ・ ろ過池耐震補強工事
- ・ 管理本館耐震補強工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			4,253,099 千円
第1項 営業収益			3,633,165 千円
第2項 営業外収益			619,933 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			3,743,283 千円
第1項 営業費用			3,244,805 千円
第2項 営業外費用			453,477 千円
第3項 特別損失			1 千円
第4項 予備費			45,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,537,337千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額196,035千円、過年度損益勘定留保資金1,484,902千円及び当年度損益勘定留保資金856,400千円をもって補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			3,233,038 千円
第1項 企業債			1,323,000 千円
第2項 国庫補助金			799,535 千円
第3項 出資金			797,500 千円
第4項 工事負担金			13,000 千円
第5項 固定資産売却代金			1 千円
第6項 投資有価証券売却代金			1 千円
第7項 水源開発積立基金取崩額			300,000 千円
第8項 その他資本的収入			1 千円

支 出

第1款	資本的支出	5,770,375 千円
第1項	第二期拡張事業費	2,332,693 千円
第2項	小石原川ダム建設事業費	82,086 千円
第3項	改良費	801,778 千円
第4項	企業債償還金	1,328,426 千円
第5項	ダム割賦負担金	525,392 千円
第6項	投資有価証券購入費	700,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
八女系導水管移設工事	平成29年度	200,000 千円
大牟田系送水管移設工事	平成29年度	10,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
第二期拡張事業	765,000 千円	証書借入	年 5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
小石原川ダム建設事業	80,000 千円			
施設改良更新事業	420,000 千円			
基幹施設耐震化事業	58,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 256,388 千円 |
| (2) 交際費 | 800 千円 |

(他会計からの出資金・負担金)

第9条 企業団の正常な運営を保つため、他会計からこの会計へ納入を受ける出資金・負担金は次のとおりとする。

目 的	出資金・負担金	備 考
第二期拡張事業出資金	776,100 千円	関係団体の一般会計からの出資金(第二期拡張事業費)
基幹施設耐震化事業出資金	21,400 千円	関係団体の一般会計からの出資金(改良費)
地方公営企業繰出金	239,164 千円	水源開発対策及び広域化対策に係る関係団体の一般会計からの繰出金
計	1,036,664 千円	

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	水質検査機器	高速液体クロマトグラフ質量分析計	1 式

平成28年2月25日提出

福岡県南広域水道企業団
企業長 村上 克己